

多賀城市経営環境変化対応資金連動型給付金 Q & A

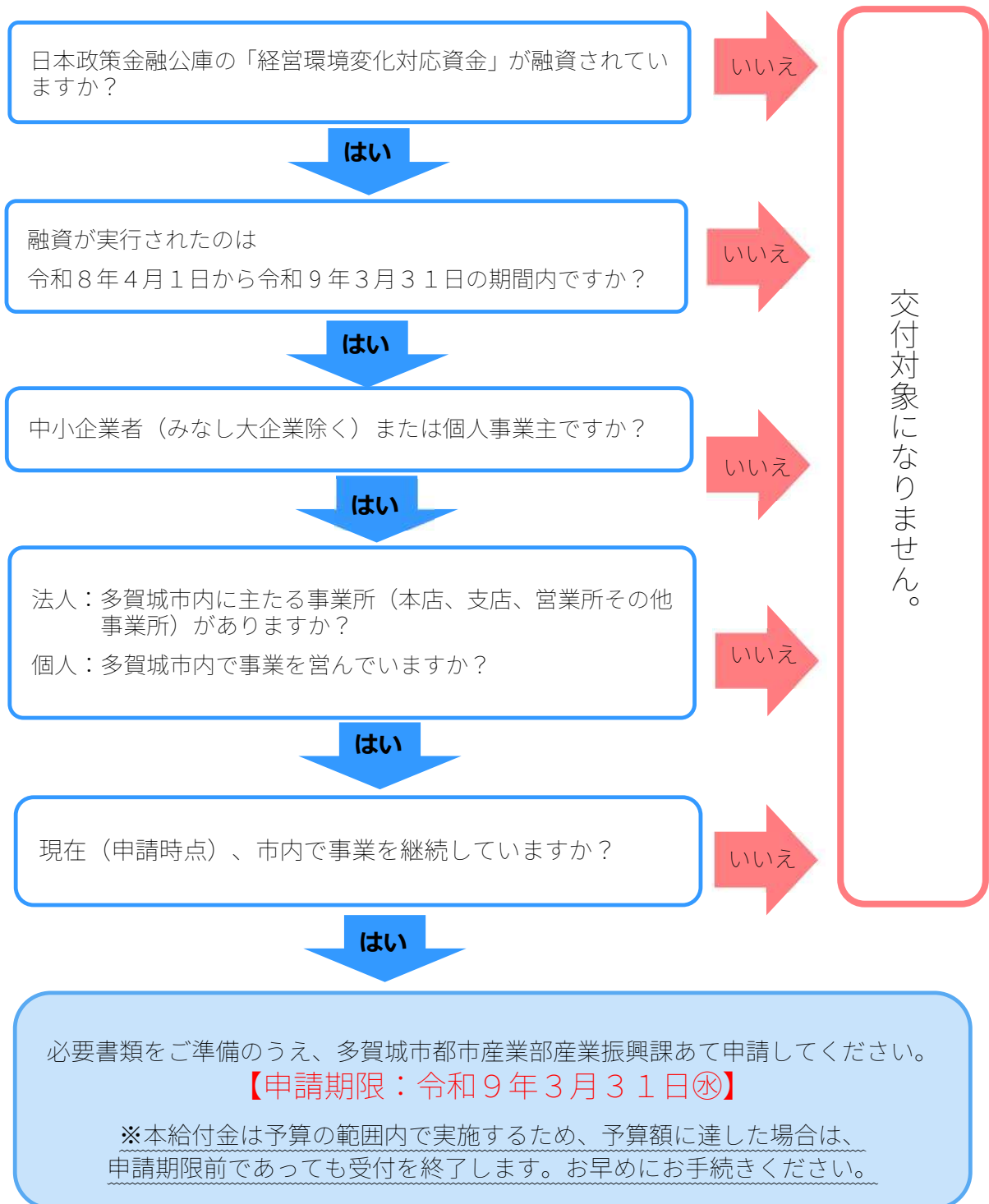
(令和8年10月2日現在)

目次

1. 申請フローチャート	2
2. 交付の流れ.....	3
3. よくある質問	4
(1) 対象事業者について	4
(2) 申請について	6
(3) 給付金について	10

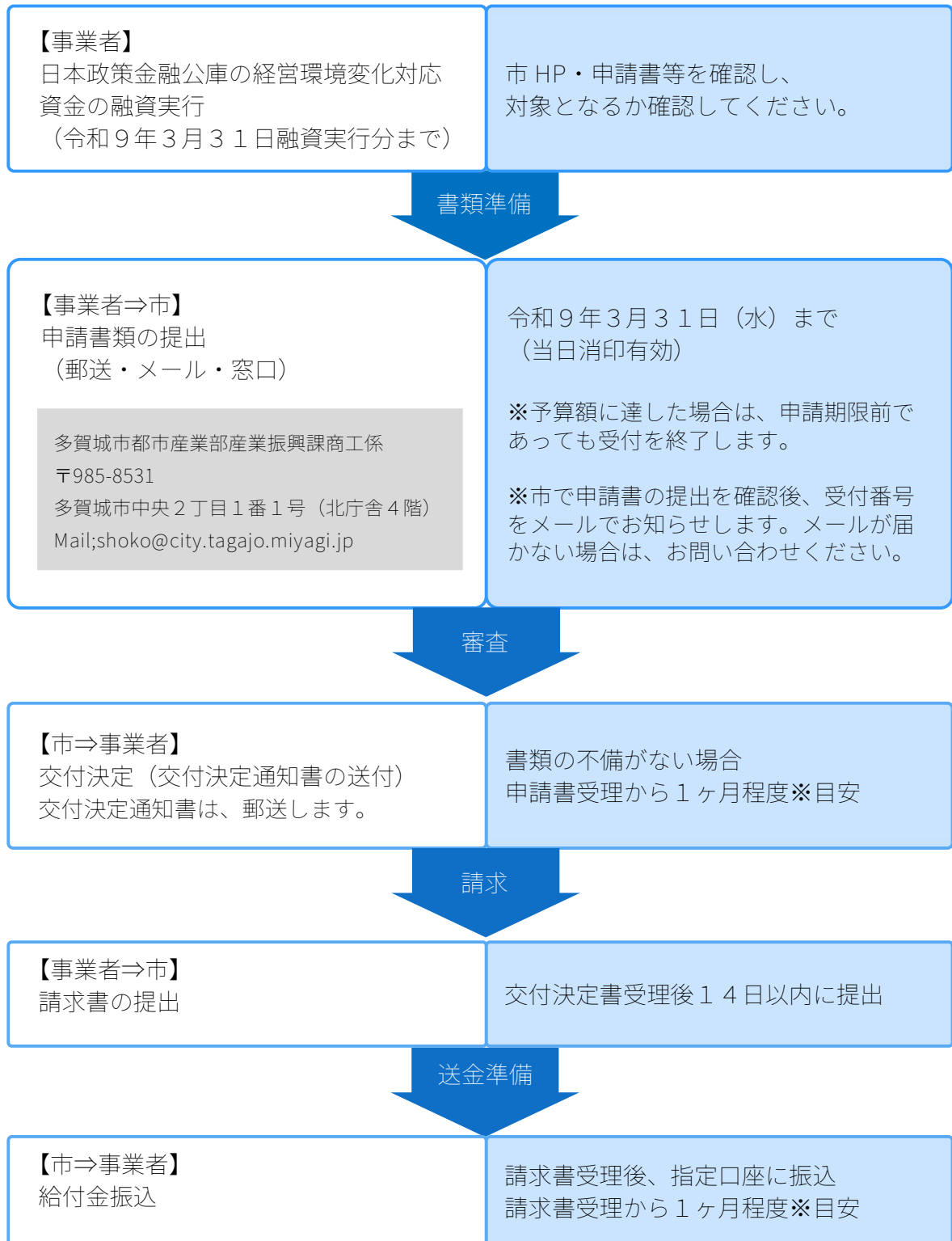
1. 申請フローチャート

給付金の交付対象であるか、次のフローチャートでご確認ください。



2. 交付の流れ

申請から給付金交付までの流れ



3. よくある質問

(1) 対象事業者について

Q 1：対象となる事業者はどのような事業者ですか？

A 1：対象となる事業者は、以下のとおりです。

- ①多賀城市内に主たる事務所又は事業所を有する中小企業者（みなし大企業を除く）または市内で事業を営んでいる個人事業主であり、日本政策金融公庫の経営環境変化対応資金の融資が実行されていること
- ②交付申請及び交付決定時点において市内で事業を継続していること
- ③納税義務のある市税を滞納していないこと
- ④代表者（法人は役員を含む。）が暴力団又は暴力団員等に属していないこと

※「中小企業者」とは、中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者です。

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

※「みなし大企業」とは、次のいずれかに該当する中小企業です。

- ①発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業
- ②発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業

③大企業の役員又は従業員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業

Q 2：法人で本社は多賀城市外ですが、市内に事業所があります。対象になりますか？

A 2：本社が市外であっても、市内に事業所を有し、当該事業所において事業実態が確認できる場合は対象となります。

Q 3：個人事業主で住所は市外ですが、事業所は市内にあります。対象になりますか？

A 3：市内に事業所等があることを確認できれば、対象となります。

Q 4：個人事業主で住所は市内ですが、事業所が市外にあります。対象となりますか？

A 4：対象となりません。市内に事業所がある方が対象となります。

Q 5：大企業も対象になりますか？

A 5：大企業（みなし大企業含む）は対象外です。

Q 6：市税の滞納があると給付金は受けられないのでしょうか？

A 6：受けられません。市税に滞納がないことが要件です。

Q 7：創業間もない事業者でも対象になりますか？

A 7：経営環境変化対応資金の融資を受けており、その他の要件を満たしていれば対象となります。

Q 8：融資実行期間の要件はありますか？

A 8：令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）までに実行された融資が対象です。

Q 9：経営環境変化対応資金とはどんな融資ですか？

A 9：経営環境変化対応資金は、社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、一時的に売上減少など業況が悪化しているが、中長期的に回復・発展が見込まれる事業者を支援する日本政策金融公庫の融資です。

（２）申請について

Q 10：必要書類を教えてください。

A 10 主な提出書類は次のとおりです。

- ① 経営環境変化対応資金連動型給付金交付申請書兼実績報告書（様式1号）
- ② 金銭消費貸借契約証書、借用証書、融資のお知らせ等
- ③ 償還約定表、お支払額明細書
- ④ 法人：登記事項証明書写し
個人：印鑑証明書等写し・事業所の場所が確認できる書類
- ⑤ （市税）完納証明書

Q 11：申請書類はどこで入手できますか？

A 11：市HP「経営環境変化対応資金」ページよりダウンロードもできます。



Q 1 2：融資を申込んだ段階で申請できますか？

A 1 2：できません。日本政策金融公庫の経営環境変化対応資金が実際に実行された後でなければ申請できません。融資実行を確認できる書類の提出が必要です。

Q 1 3：申請方法はどのようにすればよいですか？

A 1 3：申請期限（令和9年3月31日（水））までにメールまたは郵送、窓口
に持参してください。

※窓口持参の場合は、平日9：00～16：30（土日祝除く）に市役
所北庁舎4階産業振興課に提出してください。

Q 1 4：申請書を市に提出し、市が受け取ったことは確認できますか？

A 1 4：市が申請書の提出を確認後、メールでお知らせします。

メールが届かない場合は、産業振興課までお問い合わせください。

（☎022-368-4204）

Q 1 5：申請内容に不備、添付書類に不足があった場合、申請は受理されませんか？

A 1 5：書類に不備や不足があった場合、市から申請書に記載の電話番号、メー
ルアドレスに連絡をさせていただきます。

必要に応じて、資料の追加提出をお願いします。

※申請書の提出は、給付金の交付決定を保証するものではありません。

※内容に不備がある場合は、修正や追加書類の提出を求めることがあり
ます。不備が解消されるまで受理とはならず、その間に予算額に達し
た場合は交付対象とならないことがありますので、十分確認の上、ご
提出ください。

Q 1 6 : 申請書に印鑑を押さなくてもよいですか？

A 1 6 : 押印不要です。

Q 1 7 : 完納証明書とは何ですか？

A 1 7 : 市税に未納がないことを証明する書類です。

納税証明書とは異なります。市役所税務課で取得できます。

Q 1 8 : 市内に複数の事業所があります。どのように申請すればよいですか？

A 1 8 : 同一法人または個人事業主からの申請は1回限りです。

市内に複数の事業所がある場合は、事業所ごとではなく法人又は個人事業主単位で申請してください。

Q 1 9 : 申請時点で廃業しています。対象になりますか？

A 1 9 : 対象外です。申請日時点で廃業していないことが要件です。

一時的に休業している場合は、申請日時点で事業を営んでおり、今後、事業を再開する意思があれば対象となります。

Q 2 0 : 提出する添付書類が現在の名称や住所と異なっている場合はどうすればよいですか？

A 2 0 : 住民票や法人の登記事項証明書の写し、認可申請書等、変更前後の継続性が確認できる書類を提出してください。

Q 2 1 : 申請書類・添付書類の印刷サイズに指定はありますか？

A 2 1 : 申請書類・添付書類は、A 4 サイズで提出してください。

Q 2 2 : 紙媒体の通帳がありません。どうしたらよいですか？

A 2 2 : 電子通帳等の画面コピーまたは画像で代用できます。

※金融機関コード、支店番号、口座種目、口座番号、口座名義人（カタカナ）が確認できるもの

Q 2 3 : 申請書の所在地、代表者欄は、代表取締役または本社で記入するのでしょうか？それとも市内にある営業所長や営業所の住所で申請するのでしょうか？

A 2 3 : 本社情報で申請可能ですが、市内事業所の所在及び事業実態が確認できる書類を添付してください。

※申請者は法人または個人事業主単位となり、1 事業者につき 1 回限りの申請となります。市内に複数の営業所等がある場合は、重複して申請しないようご注意ください。

Q 2 4 : 代理人が提出できますか？

A 2 4 : 可能です。ただし、追加書類をお願いする場合があります。

Q 2 5 : 問い合わせ先はどこですか？

A 2 5 :

【給付金に関する問い合わせ】

多賀城市都市産業部産業振興課商工係 ☎ 0 2 2 - 3 6 8 - 4 2 0 4

平日 9 : 0 0 ~ 1 6 : 3 0

【経営環境変化対応資金に関する問い合わせ】

日本政策金融公庫 ☎ 0 1 2 0 - 1 5 4 - 5 0 5

平日 9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0

（３）給付金について

Q 2 6：いくら給付されますか？

A 2 6：融資実行時に作成された償還約定表に記載された利子額を基に算定した利子相当額を給付します。

ただし、借入額に応じて上限があります。

Q 2 7：給付上限額はいくらですか？

A 2 7：下表のとおりです。

借入額	給付上限額
～500万円以内	20万円
500万円超～1,000万円以内	30万円
1,000万円超～1,500万円以内	40万円
1,500万円超	50万円

Q 2 8：利子額が上限額を超える場合はどうなりますか？

A 2 8：借入区分ごとの上限額までの給付となります。

Q 2 9：実際に支払った利息だけが対象ですか？

A 2 9：償還約定表等により確認できる利子相当額を基に算定します（最長５年分）。詳細は申請時にご確認ください。

Q 3 0：給付金はいくらもらえますか？計算方法を教えてください。

A 3 0：償還約定表等に記載された最長５年分の利子相当額を給付します。

ただし、借入額に応じて上限があります。

貸入額	給付上限額
～５００万円以内	２０万円
５００万円超～１,０００万円以内	３０万円
１,０００万円超～１,５００万円以内	４０万円
１,５００万円超	５０万円

例)

借入額 ２００万円

５年間の利息額 １８７,０００円の場合（支払額明細書で利息を集計）

給付額 １８０,０００円 （１万円未満切り捨て）

Q 3 1：給付金は先着順ですか？

A 3 1：予算の範囲内で交付します。

交付要件を満たした方へ給付します。

なお、予算額に達した場合は、申請期限前であっても受付を終了する場合がありますので、お早めに申請してください。

※申請書の提出は、給付金の交付決定を保証するものではありません。

※内容に不備がある場合は、修正や追加書類の提出を求めることがあります。不備が解消されるまで受理とはならず、その間に予算額に達した場合は交付対象とならないことがありますので、十分確認の上、ご提出ください。

Q 3 2 : 申請後、交付決定の通知はありますか？

A 3 2 : 交付決定の通知は、郵送します。

交付決定までは、申請書受理後 1 ヶ月程度かかります。

Q 3 3 : 振込先に指定はありますか？

A 3 3 : 振込先は、法人であれば法人名義のもの、個人事業主であれば、本人名義の口座にしてください。

Q 3 4 : 請求書送付から入金までどのくらいかかりますか？

A 3 4 : おおよそ 1 か月で給付金を振込み予定ですが、請求書内容に不備がある場合や審査状況により前後します。

Q 3 5 : 繰上返済した場合は、給付金は返還しなければなりませんか？

A 3 5 : 原則として返還を求めません。ただし、虚偽申請その他不正が判明した場合は、返還を求めることがあります。

Q 3 6 : 予算額はいくらですか？

A 3 6 : 20,000 千円です。